

平成28年度 第19回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年 2月16日 (木) 10時00分～ 12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、岡部委員、小熊委員、菊本委員、五嶋委員、田中(伸)委員、津谷委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、木下委員、田中(稻)委員、中村委員
開催形態	一部非公開 (傍聴者 0人)
議 題	1 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書について
決定事項	平成28年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成28年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書について

【佐土原会長】 これまでと同様に、本件の審議を進めるにあたっては、種の保護の観点から貴重な生物についての審議は非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

【各 委 員】 (異議なし)

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料及び準備書意見見解書の修正内容について事業者が説明した。

ウ 質疑

【五嶋委員】 補足資料16-2ページの修正案について、持ち去りへの対策が必要であるということは、逆に勝手な植樹に対する制限を設けることもあるのでしょうか。公園内の環境が保たれるためには持ち去ることはもちろん、生態系を変化させてしまうような植樹を制限することがなければいけないと思います。

【事 業 者】 当然、これから保全していくエリアに外来種等を勝手に植樹することは禁止すべきだと考えています。それに対してはしっかり管理運営の中でやっていくことと、持ち去りのところでも書いていますが、公園内の植物等の持ち去りも含めて保全するためには、行政だけでやっていくことには限界がありますので、市民ボランティアを募り、その方々と協働して保全していくことが効果的ではないかと考えています。

持ち去りと新たなものの持ち込みへの対策について、市内の公園で行われている措置を調べたところ、しっかり柵を設けて人の立入りができないようにすることを基本としているところがあるのですが、それ以外にも市民ボランティアによるパトロールや、看板の設置、市民ボランティアがカードを配布して来園者に啓発を行っているところがあります。100パーセントの対応策というのは今のところないのですが、市民との協働には一定の効果があると考えていますので、この公園の方向性として明記させていただいています。委員のおっしゃるように持ち去りしか記載していないという点については、持ち去り「等」と加筆させていただいて、おっしゃっていただいた意見については我々も考えなければ

いけないと認識しておりますので修正させていただきます。

【五嶋委員】

資料として文章にすると回答のような書き方になると思いますが、持ち去りが制約されているだけで、新たに植えるのはいいというように解釈されないように、対の内容として書いた方がいいのではないのかなというのが私の印象だったので意見させていただきました。

もう一点、17-1ページの工事用車両ルートの変更というのは、歩行者の安全面等による変更だと思うのですが、これはあくまで予測であって実際にこれを運用する中で、不測の事態があった時に柔軟に変更するような考え方でないと上手くいかないのではないかと思います。その都度、柔軟に対応するのか考え方を教えてほしいと思います。

【事業者】

公園を作る際に周辺住民の方々と意見交換を行っています。その中で、できるだけ市道長浜10号線はなるべく通らないでほしいという地元の強い意向がございます。国道357号は金沢緑地という緑地帯があつて住宅地と分断されていることもあり、工事用車両の通行はなるべく国道内で収めてほしいと強く要望されているので、私共としてはしっかり国道管理者と協議し、なるべく市道を経由しないような工事用車両ルートを明示していく必要があると考えています。国道管理者と協議した結果、市道を少しだけ通る古い案から、国道から直接アクセスしてほしいという地元の要望に沿うようなルートになりました。

委員のおっしゃる柔軟な対応については、何かしら国道内で問題があつた場合は、実際に工事を行っていく中で国道管理者や市道の管理者である土木事務所等としっかり協議し、安全を確保した上で工事を実施していくことや必要に応じ工事を一時的に止めるといったことも含めて考えているところです。

【葉山委員】

1点目は、五嶋委員のご意見で持ち去りだけでなく、持ち込みへの対策についても追記した方がいいというご意見でしたが、私も賛成です。というのは、植物種だけではなくて、水生生物ですとか、最近は飼育昆虫を放してしまうとか、外来種問題に直結する懸念がありますので、明確に「持ち去り及び持ち込み等」というような記載がいいのではないかと思います。

2点目は、先ほどお話のあつた市民ボランティアの方々と連携、協働して活動するというのは重要なポイントですので、ぜひ工夫していただきたいと思います。それに加えて、周辺自治体で実際に実施されている情報を得て、それを盛り込むことも必要だと思います。

【事業者】

持ち込みはいけないことを明記した方がいいということですので、「持ち去り及び持ち込み等」について、表現を精査して盛り込みます。

また、実際に公園を運営していく中では委員からお話があつたとおり、周辺自治体や、場合によっては国定公園等、学識経験者等、色々なところにヒアリングをし、一番有用な方法を運営の中で考えていきたいと思います。

【津谷委員】

注目すべき種の持ち去りに対する説明は、「持ち去りをされないようにする」という消極的な発想ですが、市民の方々と協働してむしろ積極的にこの公園の名物として増殖を手掛けて、「ここは増殖地だ」ということを堂々と見せてしまう方法もあるのではないかと思います。一つの考え方としての提案です。

【事業者】

注目すべき種の保全と増殖の考え方については、非公開審議の中で改

めてご説明します。

【田中(伸)委員】

工事用車両ルートの変更について、南側からUターンした先は現状で道路が無いように見えますがどうなっているのか、ということが1点目です。

2点目として、国道と市道が接する所から入っていたものを、位置をずらしてその先で入るように道路を付け替えることに関しては、鋭角に曲がる必要がなくなるので、安全性の面では望ましいと思います。しかし、変更後の地点⑤'は市道を横断する形になるので、無信号で一時停止をする交差点の扱いとなります。誘導員を配置すると思いますが、従来の単路の地点⑤の評価とは異なってくると思うので、一時停止する車をきちんと捌ける状態かの予測評価が必要ではないかと思います。特に単純に需要率で大丈夫だという観点だけではなく、一般車両があれば、工事用車両を停めて一般車両がいなくなってから通ることになると思いますが、それだと工事用車両が滞留して国道の南側に工事用車両の列が伸びてしまうとか、国道に出ようとする工事用車両が滞留して市道の交差点を塞いでしまうとか、滞留の点を評価しておくことが必要かと思えます。

あと、交通のピークは12ヶ月目ということで、第3期の工事中で一部開園している時期だと思いますが、工事用車両と一般車両の出入り口は同じところなのでしょうか。来園する一般車両が通行するようになった際の交通整理の仕方もある必要があると思います。

【事業者】

1点目の南側のUターンする場所について、写真を使って転回経路を順にご説明します。まず側道を南下し、側道の横に見える橋脚は国道357号から八景島の駐車場に向かう観光バスのみが通る道路ですが、この橋脚の下で転回します。橋脚下の敷地内は砂利敷きで道路形状になっており、ここを抜けて先ほどの観光バスのみ通る道へ合流します。国道管理者からもこのルートが一番安全ではないかと指導されています。ただ、転回する敷地内に入る際に騒音、振動等が発生するので道路の切り下げや、砂利敷きのままでよいかは協議をして例えば簡易舗装をして埃が立たないような配慮を考えながら、転回することを考えています。

2点目について、計画地への進入は、南側から国道357号を北上し、左折して金沢緑地の一部を通過し、市道長浜10号線を横切り、計画地に入るルートです。国道管理者及び県警との協議では、委員のご指摘のように、トラックが2台、3台と入ってきて、誘導員が停めて金沢緑地を渡ることは非常に難しいので、車の滞留場所をしっかりと確保するために、市道と隣接する部分で国道から直接進入するよりも、緑地の一部を切り裂いてスペースを確保し、一定の幅員を設け、誘導員を配置して安全を確保することが望ましいと指導されています。

それから車と人の動線の関係について、極力、供用後の人との交差がないようにします。ただし、3期については、崖上の頂上や周りの部分が供用し、工事用車両と一般車両が交差する状態なので、誘導員を配置して安全を確保することを考えております。また、西側の出入口は人の出入のみですが、その他に北側の臨時駐車場をご案内しながら安全を確保していきます。

補足資料では車の動線が同じ出入口の位置ですが、工事用車両と一般車両は分離して交差しないような対応をとっていきます。

【田中(伸)委員】 補足資料の17-5ページで地点⑤' について地点⑤の予測結果を準用することのだが、これについてはもう一度評価していただいた方がよいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 私共としても地点⑤' の評価をどのように行うか非常に迷ったのですが、沿道で評価する場合、大気質、騒音、振動の影響が最大になるときは、交差点のように車の流れが交差しても、工事用車両、一般車両の通行量も変わらないので、正確には違うかもしれないが、基本的には縦の流れが横の流れになるだけだと考えており、今回は地点⑤' には地点⑤の数値を準用しているところです。

【田中(伸)委員】 わかりました。ここは大気質、騒音、振動についての扱いで、予測評価の車両台数としては同じであろうということですね。

私が気になっていたのは交通処理の観点から、地点⑤' は交差点形状になるので、ここの処理が可能なのか、滞留長がどれくらいになるかの予測評価が新たに必要なのではないかと思ったところです。

【事業者】 補足資料17-6ページをご覧ください。ご指摘に対する答えとはずれているかもしれませんが、実際に工事を行うのは、平日であり、休日は行わないことを考えております。現在も平日は滞留している状況はないので、国道も含めて対応できるのではないかと考えています。県警協議の中でも滞留エリアを緑道内に広くとることで、周辺の方々に極力ご迷惑が掛からないように考えています。

【横田委員】 1点目は、補足資料15の森の再生エリア等と環境類型区分図の重ね図について、立入制限を予定しているエリアが北側に2つ、南側に森の再生を予定しているエリアが2つあることを示していただいています。立入制限というのは都市公園の中で利用を制限する要素になり、最後にそういうゾーンが残るということは、「活動・体験・学習エリア」としては厳しい措置、ゾーニングだと思うのですが、今の段階でわかっているのであれば、それは事業計画としてどういう形で示されるのでしょうか。森の再生エリアや立入制限のエリアの位置の根拠がゾーニングの中で示されていることがやはり必要ではないかと感じました。北側の立入り制限エリアは「自然環境保全エリア」と連続的に拡がるような形で残っていますが、そういった根拠、なぜここが立入制限になってしまったのかという風に残り続けてしまうと思いますので、そこは書けることはできるだけ書いた方がよろしいのではないかと思います。前回、森の再生エリアについては、土地利用の観点から、こちらの位置を検討されているということでしたので、それと併せてゾーニングのところできちんと将来像を見せておかないと、ぶれていってしまう要素になると思いますので、是非ご検討いただければと思います。

2点目は事後調査の件ですが、準備書の中で事後調査は1回、全体が終わってからやるというようなお話でしたが、この事業は第2期、第3期も含めると非常に長い期間になるので、やはり第1期、第2期、第3期と終わりに1回ずつそういったことを把握しないと、やっぱりここの森づくりはよかったとか、やっぱりここを立入制限エリアにしてよかったということ、後ほど検証することは中々難しいと思うので、最後に一度に検証できるという風に考えず、ある程度段階的に各工期の終わりに把握した上で成果、実績の報告という形で決めていくというのがよろしいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 まず1点目のゾーニングについてですが、立入制限エリアの草地ですが、元々都市計画やアセスの説明の時に、そこには水のタンクがあって、人が立ち入れないということで説明し、市民の方に認識していただいていると思います。そのエリアを改めてハビタットとして保全していくということで、なぜ立入りができないのかも含めて市民の方々にご理解いただいていると思います。現在ゾーニングの中で「自然環境保全エリア」という部分が切れているというところですが、そのゾーンを延ばすことで保全が明確になるということであれば、その部分は延ばすことも考えたいと思います。

2点目の動植物の注目すべき種の保全、事後調査に関して、前回審査会で補足資料を用いてご説明したのですが、現地調査の時期については注目すべき種を移設した翌年に行うとご説明させていただきました。各工期というよりは、動植物を移設した時期、適切な時期に行うということと対応したいと考えております。

【横田委員】 2点目について、移設した「注目すべき種のみ」の調査というお考えですか。私が申し上げたのは網羅的な調査の意味で、植生も含めた全体の調査ということで質問したのですが、移植のモニタリングということですか。

【事業者】 今お話ししたのは注目すべき種を移設した場合の対応です。

全体に関しては、市民協働ということもあり、希少種の移植もありますので、その際には、専門家にご相談しながら、検証していきたいと考えております。これは管理運営の一環と考えております。とはいえ、これだけの貴重な緑地、自然環境を有する公園ですので、例えば植物等に関しては、専門家でいらっしゃる葉山委員等にどういった方がいいのかも含めてご相談し、環境アセスメントの状況もご存知ですので、専門家や市民ボランティアのご協力をいただきながら検証していきたいと考えております。

【横田委員】 最後に網羅的に調査するという考えもあると思うのですが、段階的に注目すべき種は見ていきつつ、全体を捉えるのは管理運営の中でやっていきますということでしょうか。そうすると生物の生息環境に配慮して立入り制限しているということの根拠をきちんと示す必要があると思います。先ほどのご説明だと、利用にあたっての危険性の視点で、ここは制限しやすいから制限しているというように聞こえたのですが、ではなぜ生物の生息環境としてここを保全するのか、という根拠が必要ではないかと思います。

【事業者】 私共としては、草地環境に関しても非常に重要なものであるというようなご意見がございましたので、その中で残せる草地環境についてはしっかり残していこうという中で、たまたまですが、立入りが制限できるエリアに草地環境があるので、そのエリアに関しては保全していくということでございます。そういう意味では先ほど申し上げた通り、「自然環境保全エリア」のゾーニングがここで止まっていますが、それについても延ばすような形でお示しするという対応をとりたいと思います。

【横田委員】 後になってぶれるのはあまりよくないと思いますので、現時点でゾーニングの考え方がどういう根拠によるものなのか、書ける部分に関しては、きちんと書いておくことが必要だと思います。そのために、現時点でできるだけの評価をしておくということだと思います。利用の観点か

ら、利用に適している、適していないエリアがどこなのか、なおかつ生態系の観点から、保全の重要度が高いエリア、低いエリアがどこなのかを示した上で、ゾーニングをきちんとしておくことが後々利用の在り方がぶれず、一つの根拠になるのではないかと思いますので、ゾーニングとしてきちんと言書けることを書いておいた方がよいと思います。

【事業者】 ありがとうございます。ゾーニング図を修正させていただきます。

エ 審議

特に意見なし

資料

- ・平成28年度第18回(平成29年1月17日)審査会の会議録【案】
- ・(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料